

教育の情報化ビジョン策定に向けて

- 平成22年4月22日 鈴木副大臣主催のもとで、「学校教育の情報化に関する懇談会」（座長：安西祐一郎 慶應義塾大学理工学部教授）を設置し、今後の学校教育（初等中等教育段階）の情報化に関する総合的な推進方策について検討（平成23年2月までに計10回開催）。
- 平成22年8月、懇談会における議論等を踏まえ、中間とりまとめとして「教育の情報化ビジョン（骨子）」を公表。
- 懇談会のもとに設置された3つのワーキンググループ（①教員支援WG、②情報活用能力WG、③デジタル教科書・教材、情報端末WG）において、さらなる検討を実施（平成22年11月～平成23年1月の間に計14回実施）。本年度中に「教育の情報化ビジョン」を策定予定。

「教育の情報化ビジョン（骨子）」概要

情報通信技術を活用して、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造するとしたうえで、以下の点を盛り込んでいる。

①情報活用能力の育成

- ・ 研究開発学校制度を活用することなどにより、情報活用能力の育成のための教育課程について実証的に研究

②学びの場における情報通信技術の活用

- ・ 指導者用デジタル教科書について学校設置者が容易に入手できるような支援方策の検討
- ・ 学習者用デジタル教科書や情報端末等に関する実証研究
- ・ 超高速の校内無線LAN環境の構築
- ・ 電子黒板、プロジェクタ、実物投影機、地上デジタルテレビ等の提示用のデジタル機器の活用

③校務の情報化

- ・ 校務支援システムの充実
- ・ 共有すべき教育情報の項目、様式、データ形式などの標準化
- ・ 行政調査のオンライン化、クラウド・コンピューティング技術の活用の検討

④特別支援教育における情報通信技術の活用

- ・ 障害の状態や特性・ニーズ等に応じた活用
- ・ 学校と家庭・地域や医療・福祉・保健・労働等の関係機関との密な連携

⑤教員への支援の在り方

- ・ 現職教員研修、教員の養成・採用を通じた、教員のICT活用指導力養成等
- ・ ICT支援員の配置等による教員のサポート体制構築

⑥教育の情報化の着実な推進に向けて

- ・ 効果的な推進や地域間格差の解消のため、地方交付税措置と併せ、一定程度用途を限定した支援措置も検討
- ・ 学校種・発達段階・教科等を考慮しつつ、総合的な実証研究の実施
- ・ 総合的な推進体制の構築（教育情報ナショナルセンター（NICER）に関する機能・体制の強化、社会的機運の醸成等）

学びのイノベーション

知識基盤社会の進展、グローバル化を背景に、21世紀を生き抜く力を子どもたちが身につけることが我が国の成長にとって必要不可欠

知識を活用し、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく、新しい知や価値を創造し、発信できる能力の形成が重要

教育の情報化は、情報通信技術の特性を生かして、21世紀にふさわしい学びの創造に貢献

情報通信技術の活用による学びのイノベーション

一方・一斉授業による学びが中心

- ✓ 時間的・空間的制約を超越
- ✓ 双方向性
- ✓ カスタマイズが容易
- ✓ 多量かつ大量の情報の蓄積・共有・分析が可能

✓ 子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び

✓ 子ども同士が教え合い学び合う協働的な学び

✓ 教員全員のかかわりと情報共有によるきめ細かな指導



(例)

◇子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び

- ✓ デジタルコンテンツ等の活用により、自らの疑問について深く調べたり、自分に合った進捗で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築



(例)

◇子ども同士が教え合い学び合う協働的な学び

- ✓ 情報端末や提示機器等を活用し、教室内の授業や他地域・海外との交流授業において、子ども同士による意見交換、発表など、お互いを高め合う「学び」を通して、思考力、判断力、表現力等を育成



(例)

◇教員全員のかかわりと情報共有によるきめ細かな指導

- ✓ 校務の情報化により、教員全員が子どもたちの「よいところ」を見つけ、共有することが容易となり、これを通知表等で示すことにより、子どもの意欲向上や保護者からの信頼が深まる。また、ネットワークを通じ、全国の教員と教材や指導事例等を情報共有することで、よりよい授業を構築



「新たな情報通信技術戦略」 H22年5月11日 IT戦略本部決定

◇情報通信技術を活用して、21世紀にふさわしい学校教育を実現

「新成長戦略」 H22年6月18日 閣議決定

◇子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場における情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上

「教育の情報化ビジョン(骨子)」 H22年8月 文部科学省

学びのイノベーション事業

(新規)
23年度予定額 300百万円

学びの推進基盤の確立

21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するために、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、デジタル教科書・教材の提供、一人一台の情報端末、デジタル機器、無線LAN、教員へのサポート体制の在り方等に関する総合的な実証研究を実施



総務省のフューチャースクールと連携 * 2

* 1 小学校の国語、算数、外国語活動(英語)のモデルコンテンツについては、H22補正予算により開発中。

* 2 文部科学省は、主としてソフト・ヒューマン・教育面から、総務省は、主としてハード・インフラ・情報通信技術面から実施。

学びの場における情報通信技術の活用実証研究

- 学校種、発達段階、教科等に応じた効果・影響の検証
- デジタル教科書・教材、情報端末等を利用した指導方法の開発
- モデルコンテンツの開発
- 一人一台情報端末に必要な機能の選定・抽出等

学びの知的基盤の確立

教員同士が教材を共有等してよりわかりやすく深まる授業を実現するため、教育の情報化に関する調査研究やその成果等の普及を図る

教育の情報化推進体制の整備

- 国内の情報通信技術活用好事例等の収集・普及・促進
- 教育の情報化の実態に関する調査等

中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

1 趣旨・目的

障害者の権利に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置する。

2 論点整理概要(平成22年12月24日)

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。
- インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別的教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。
- 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。
- 合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。
- 特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。
- 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

- インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

(参考) 障害者制度改革に係る政府の動向

障害者制度改革に係る経緯

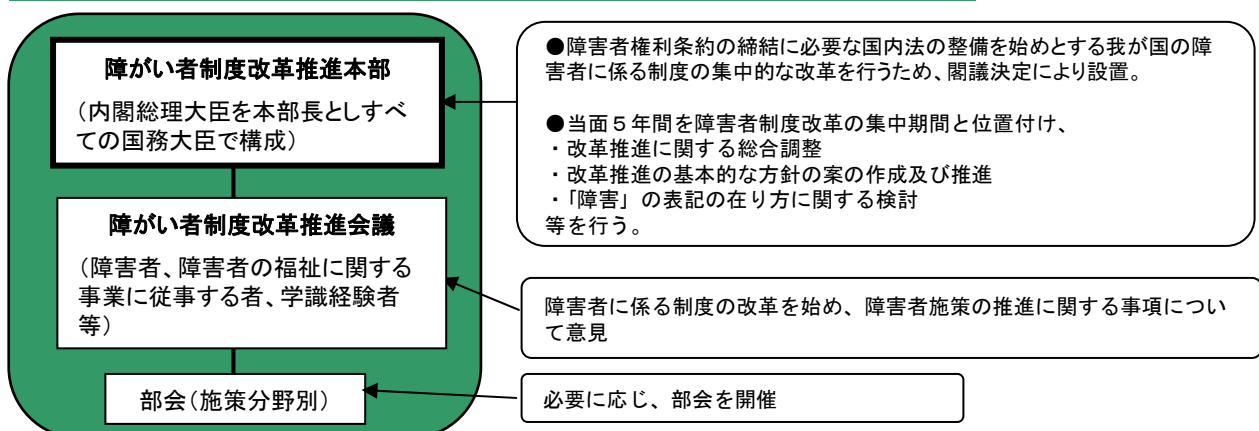
平成18年12月	障害者権利条約(※) 国連総会において採択
平成19年 9月28日	障害者権利条約 署名
平成20年 5月 3日	障害者権利条約 発効
※計146カ国・機関が署名済み、うち90カ国が批准(平成22年8月現在)	
平成21年12月 8日	障がい者制度改革推進本部設置決定(閣議決定)
平成21年12月15日	障がい者制度改革推進本部の下に障がい者制度改革推進会議の開催を決定 (障がい者制度改革推進本部決定)
平成22年 6月 7日	障がい者制度改革推進会議「第一次意見」とりまとめ
平成22年 6月29日	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
平成22年 7月12日	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する 特別委員会を設置
平成22年12月24日	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する 特別委員会論点整理を公表

※障害者権利条約における教育関係の主要な条文(仮訳)

第二十四条 教育

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)及び生涯学習を確保する。
 - 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - 障害者が障害を理由として教育制度一般(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

第5期・中央教育審議会大学分科会の 審議経過と更に検討すべき課題について（概要）

I これまでの全体的な審議と大学を取り巻く諸状況等

1 これまでの全体的な審議

- 平成20年9月の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受け、多岐にわたるテーマに関し、随時、審議経過の概要を公表。
- これまで、具体的な結論に至ったものは、制度改正や予算・事業を通じて具体化。
- 今般、さらに審議すべき事項を取りまとめ。

2 大学を取り巻く諸状況等

- 国際化・情報化等が進展する知識基盤社会において、大学が、人材育成、学術・文化の継承・発展、地域の社会・産業への貢献に果たす役割は重要。

【量的規模】

- 18歳人口は、当面は約120万人で推移。
- 18歳人口だけでなく、多様な学生（特に、成人と外国人）の受入、また、地域の学習機会に留意しながら、ユニバーサル・アクセスを推進。

【大学教育の質】

- 従来より大学教育の内容と水準に関し、大学内外から様々な指摘。
- 各大学では教育の充実や組織運営の改革に努力。
- 大学が社会の要請に十分応えていくとともに、取組の発信が重要。



II 審議経過の概要（更に検討すべき課題）

1. 教育の質の保証と向上

- 体系性・一貫性ある学位プログラムの確立。
- 公的な質保証システムの改善（設置基準→設置認可審査→認証評価）。
- 大学教育のグローバル化への対応。

2. 機能別分化と大学間連携の促進

- 各大学は、多様な機能を併有しており、また、時代や環境に応じて可変的。
- その上で、どの機能に重点化しても大学の努力が評価されるよう、①各大学の教育研究の状況の可視化、②機能別の評価の導入。
- 大学間の連携の促進、その際の機能別の連携の促進（大学が、地域の知的拠点として積極的役割）。

3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化

- 大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化。
- 財務を含む大学の経営基盤の強化。

(参考) 第5期・大学分科会の審議を受けた論点整理や制度改正等の概要

1. 大学教育
の質保証・
向上

- 公的な質保証システムの改善
 - ① 設置基準の改善
 - ・ 基準性の明確化に向けた検討。
 - ・ 「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を設置基準に規定。
 - ・ また、医学教育の定員増の対応や、法科大学院の質保証に関して設置基準を改正。
 - ② 設置認可審査の改善
 - ・ 明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」を導入。
 - ・ 届出設置をアフターケアの対象に追加。
 - ③ 認証評価の改善
 - ・ 設置基準との関係性を明確化、設置認可審査との接続を改善。
- グローバル化への対応
 - ・ アジア域内の大学間連携（日中韓の「CAMPUS Asia」構想に具体化）
 - ・ 海外大学とのダブルディグリーを推進するガイドラインを公表。
- 大学の活動に関する情報の公表
 - ・ 大学が公表すべき教育情報を明確化（学校教育法施行規則を改正）。
 - ・ 大学の国際的な情報発信を進めるガイドラインを公表。
 - ・ 設置認可・届出に関し、大学の申請内容をウェブサイトで公開。

2. 機能別分
化と大学間
連携の促進

- 設置形態を超えた機能別分化の促進（今後、各大学のミッションの可視化や、機能別の質保証の実施について検討）
- 機能別分化の進展を踏まえつつ、大学間の連携を促進
 - ・ 教育課程の共同実施の制度化（設置基準を改正し、3事業が発足）。
 - ・ 教育・学生支援の共同拠点の制度化（学校教育法施行規則を改正し、これまで12拠点が大臣認定）。
 - ・ そのほか、戦略的大学間連携、地域・分野別のコンソーシアムを促進。

3. 教育研究
機能の充実
のための組
織・経営の
基盤強化

- 大学財政の重要性と今後の改善を提言
- 私立大学が、自主的な機能別分化を通じ「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性を早期に判断できるよう支援
 - ・ H22年度には、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学を支援。
 - ・ 日本私立学校振興・共済事業団による経営相談の充実（H22には「リーダーズセミナー」を実施）。
 - ・ 透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表について取りまとめ。

I スポーツ立国戦略の目指す姿

新たなスポーツ文化の確立

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

II 基本的な考え方

1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視

すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことができる環境の整備

2. 連携・協働の推進

- ✓ トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出
- ✓ 新しい公共の形成等による社会全体でスポーツを支える基盤の整備

②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化

- 世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。
- 今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多（夏季37(アテネ)、冬季10(長野))を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多（オリンピック競技大会では、夏季52(北京)、冬季25(ソルトレイクシティ))を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。
- トップアスリートがジュニア期から引退後まで安心して競技に専念することができる環境を整備する。
- 国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。

III 5つの重点戦略

①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

- 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- その目標として、できがかり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65パーセント程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30パーセント程度）となることを目指す。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図る。

③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

- トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として、拠点となる総合型クラブ（「拠点クラブ」）に引退後のトップアスリートなど優れた指導者を配置する。
- 学校と地域の連携を強化し、人材の好循環を図るため、学校体育・運動部活動で活用する地域のスポーツ人材の拡充を目指す。

④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上

- スポーツ団体のガバナンスを強化し、団体の管理運営の透明性を高めるとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決を支援し、公平・公正なスポーツ界を実現する。
- ドーピングのないクリーンで公正なスポーツ界を実現する。

⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備

- 地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備する。

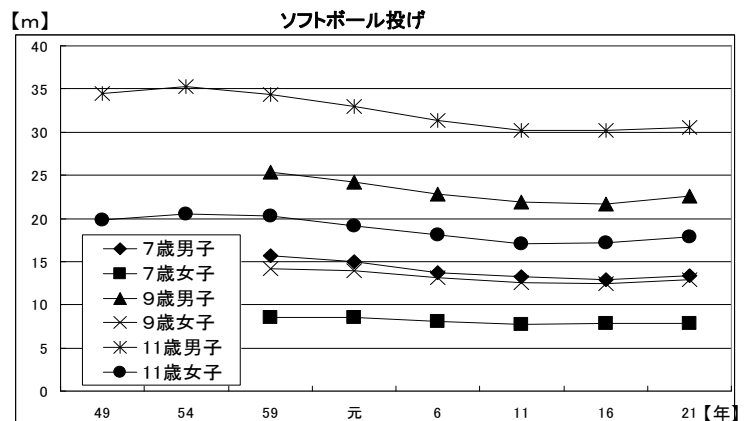
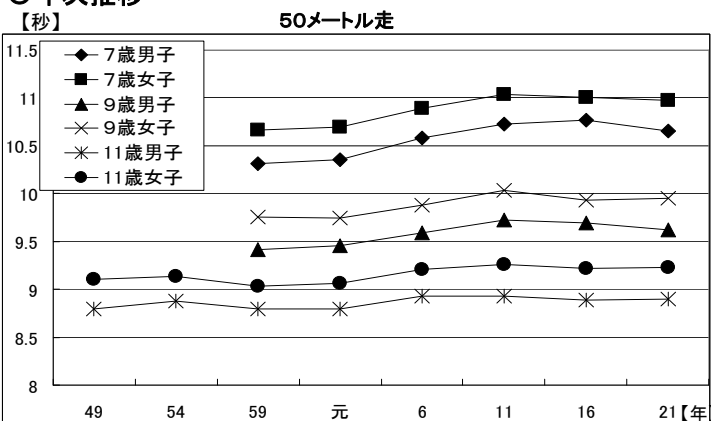
IV 法制度・税制・組織・財源などの体制整備

スポーツ基本法・総合的なスポーツ行政体制の検討、スポーツ振興財源の在り方 等

子どもの体力・運動能力の年次推移

子どもの体力は、昭和60年頃と比較すると依然として低い水準で推移している（平成21年度体力・運動能力調査）。

○年次推移



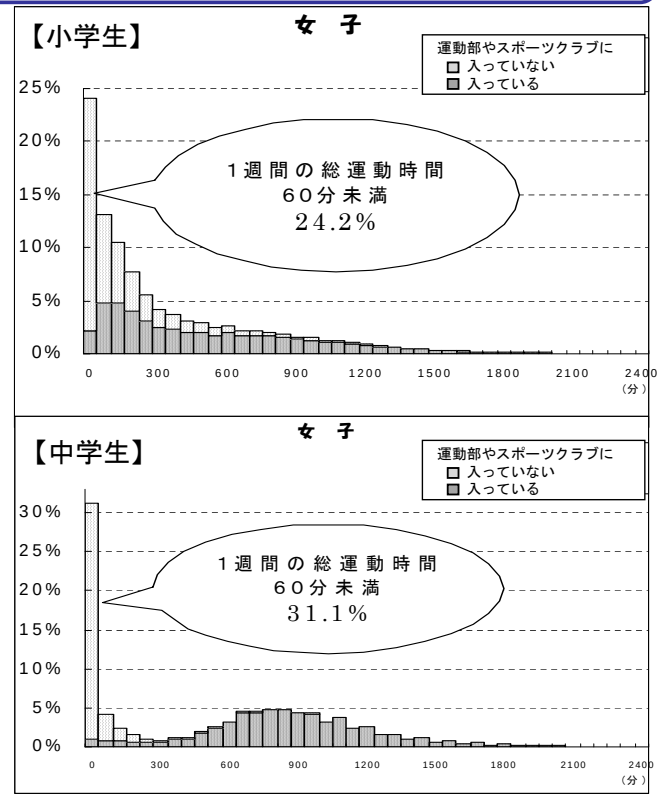
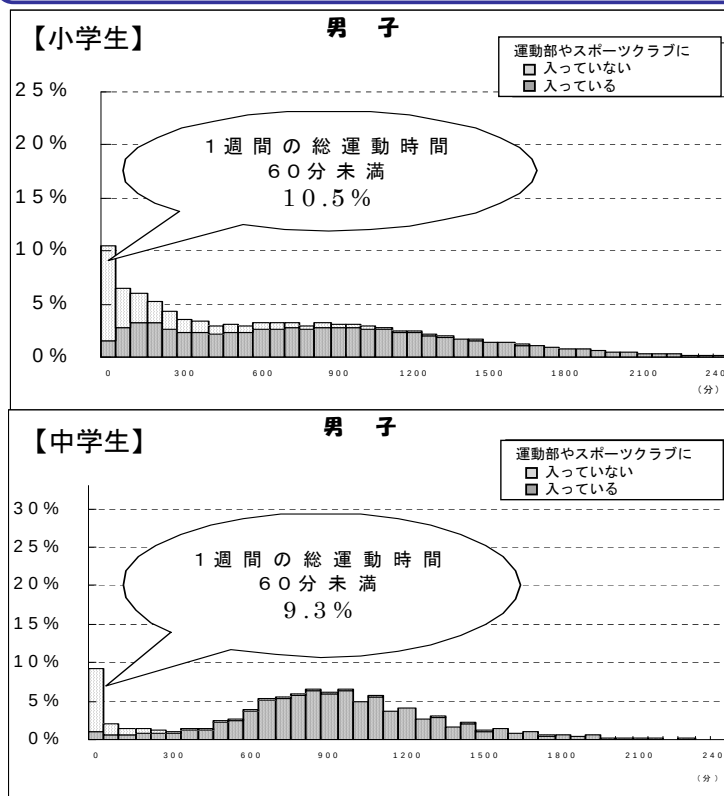
	49	54	59	元	6	11	16	21
7歳男子			10.31	10.35	10.58	10.73	10.76	10.66
7歳女子			10.66	10.69	10.89	11.04	11.01	10.97
9歳男子			9.41	9.46	9.59	9.72	9.69	9.62
9歳女子			9.76	9.75	9.88	10.03	9.93	9.96
11歳男子	8.80	8.88	8.80	8.79	8.93	8.93	8.89	8.90
11歳女子	9.10	9.14	9.03	9.06	9.21	9.26	9.22	9.23

	49	54	59	元	6	11	16	21
7歳男子			15.72	14.98	13.68	13.28	12.89	13.33
7歳女子			8.58	8.53	8.12	7.74	7.81	7.83
9歳男子			25.31	24.23	22.82	21.85	21.65	22.55
9歳女子			14.21	13.94	13.18	12.54	12.43	12.87
11歳男子	34.50	35.27	34.40	32.97	31.30	30.25	30.19	30.57
11歳女子	19.80	20.48	20.29	19.08	18.14	17.06	17.15	17.82

「平成21年度体力・運動能力調査」（文部科学省）

運動をする生徒としない生徒の二極化の状況

1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒では、運動部や地域スポーツクラブの所属割合が少ない。
(このほか、「家の人と運動やスポーツの話をする」頻度が低い、運動やスポーツが「好き」の割合が低いなどの傾向がみられた。)



「平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省)

「今後の国立青少年教育施設の在り方について」(報告書)

～新たな視点に立った体験活動の推進について～【概略版】

平成23年2月 国立青少年教育施設の在り方に関する検討会

検討の背景

- 平成21年11月 行政刷新会議「事業仕分け」において、青少年交流の家、自然の家について「自治体・民間へ移管」との評価結果
- " 12月 「事業仕分け」の評価結果を踏まえ、文部科学省として、「引き続き青少年教育のナショナルセンターの役割は果たしつつ、青少年交流の家、青少年自然の家について、諸条件が整ったところから順次自治体等への移管準備に着手する」との対応方針を決定
- 平成22年12月 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 閣議決定

青少年教育施設の現状と課題

- 【現状】
- ・ 家庭の経済格差が子どもの「体験格差」につながるおそれ
 - ・ 自然体験活動を行う青少年の減少
 - ・ 公立施設の急速な減少(最近6年間で全体の約3割に当たる202施設減少)
 - ・ 公立・民間施設の資金・人材不足 → 現状では国立施設の移管は困難 等

【国立青少年教育施設の今後の課題】

- 公立・民間施設から期待される、ナショナルセンターとしての機能(指導者の養成、調査研究など)の強化
- 青少年が体験活動を経験できる環境の整備
- 効率的かつ効果的な施設配置・管理運営や人員配置等

今後の方向性

【中長期的に国立青少年教育施設が目指すべき姿】

- ① ナショナルセンター機能の強化
 - ◆ 研究機能・情報発信機能など青少年教育の「シンクタンク」としての機能の充実
 - ◆ 体系的な指導者養成システムの構築
 - ◆ 新たな課題に対応した体験活動プログラムの開発及び普及啓発
 - ◆ 民間・学校・自治体・関係省庁との連携推進
 - ◆ 青少年国際交流の推進

- ② 効果的・効率的な施設配置等
 - ◆ 本部・ブロック教育拠点施設・地方教育拠点施設等の役割分担と適正配置及び効果的の人員配置等
 - ◆ 都市型の青少年教育施設の検討

- ③ 「新しい公共」型の管理運営
 - ◆ 民間・大学・自治体等との協働による管理運営 等

【早急に取り組むべき事項】

- 国立青少年教育振興機構に青少年教育に関する研究センターを設置
- 課題ごとのモデルプログラムの構築
- 全国共通の指導者養成カリキュラム作成
- 各施設の特色・機能の明確化
- 都市型の青少年教育施設創設に向けた調査研究
- 「新しい公共」型管理運営の試行的実施
- 稼働率・自己収入の増加に向けた取組 等